

「火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出」に関する留意事項

○消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

焼却等の行為について、消防機関が火災と間違える事の無いようにその状況を把握するために提出して頂くものです。書類を届け出すことにより焼却が許可されたとお間違えの無い様にして下さい。

○ごみ（廃棄物）等の屋外での焼却（野焼き）行為は法律により禁止されています。

ごみ等の焼却（ドラム缶内や素掘り穴内等での焼却行為を含む）は、一部の例外を除き、法律（廃棄物処理法）により禁止されています。違反者には罰金等が科せられますのでご注意ください。

※家庭ごみについても焼却は禁止されていますので、お住いの市町村のルールに基づき処理をして下さい。（廃棄物の処理等について不明な点については居住市町村の担当課等に問い合わせをお願いします。）

【一部の例外】とは？

1. 国または地方公共団体がその施設の管理をする上で必要な廃棄物の焼却（河川管理のための伐採草木の焼却、道路管理のための剪定枝や草木の焼却等）
2. 災害の予防や応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却（凍結防止のための稲わらの焼却、災害時における木くずの焼却等）
3. 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんどやでの門松やしめ縄の焼却等）
4. 農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑、もみ殻の焼却、下枝の焼却等）
5. 焚火等、日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの（落ち葉焚き、キャンプファイヤー等）

※なお、例外とされる行為に該当する場合でも、必要に応じ焼却を中止していただくよう消防署で指導させていただくことがあります。予めご了承ください。

○焼却時の注意事項について

1. 可燃物の近くでは焼却を行わないで下さい。
2. 風の強い日には焼却をしないで下さい。
3. 一度に多量の焼却をせず、少しずつ焼却する等の配慮をして下さい。
4. 焼却する際は、水バケツ等の消火器具を準備をお願いします。
5. 燃え尽きるまでその場を離れる事の無いようにして下さい。
6. 燃え尽きた後は、水等をかけ再燃する事の無い様、完全に消火して下さい。
7. 煙等でご近所の迷惑になる事の無い様配慮してください。

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」についてご不明な点があれば、最寄りの消防署へお尋ねください。

【問い合わせ先】

上益城消防署：096-282-1955

山都消防署：0967-72-1610

蘇陽出張所：0967-83-0118